

議案第79号 小松島市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

徳島市内における給水区域の見直しに基づき給水区域の規定を改めるとともに、水道法の改正により指定給水装置工事事業者の指定につき更新制が導入されたことから、指定工事業者更新手数料についての規定を追加する等の改正を行うもの。

小松島市水道事業給水条例(平成10年小松島市条例第23号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(給水区域)</p> <p>第2条 小松島市水道事業の給水区域は、次の区域とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 徳島市 <u>大原町(小神子, 川添千代ケ丸, 千代ケ丸山及びシレイ地区)</u></p> <p>(手数料)</p> <p>第33条 次の手数料は、各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。</p> <p>(1) 指定工事業者指定手数料 1件につき10,000円</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第36条 市長は、給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号)第4条に定める基準に適していないときは、給水契約の申込みを拒み、又は使用中の給水装置の構造及び材質が</p>	<p>(給水区域)</p> <p>第2条 小松島市水道事業の給水区域は、次の区域とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 徳島市 <u>大原町の一部の地区</u></p> <p>(手数料)</p> <p>第33条 次の手数料は、各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。</p> <p>(1) 指定工事業者指定手数料 1件につき10,000円</p> <p>(2) <u>指定工事業者更新手数料 1件につき10,000円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第36条 市長は、給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に定める基準に適していないときは、給水契約の申込みを拒み、又は使用中の給水装置の構造及び材質が</p>	<p></p> <p>改正</p> <p>追加</p> <p>改正</p>

同令に定める基準に適合しなくなったときは、適合させるまでの間、給水を停止することができる。

2 (略)

同令に定める基準に適合しなくなったときは、適合させるまでの間、給水を停止することができる。

2 (略)